

第4号議案

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

上記の議案を提出します。

平成30年（2018年）1月26日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部改正に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき区長から意見を求められた別紙条例案について同意する。

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表区長の項中「1, 248, 000円」を「1, 249, 600円」に改め、同表副区長の項中「1, 001, 800円」を「1, 003, 100円」に改め、同表教育長の項中「878, 100円」を「879, 200円」に改める。

第5条第2項中「100分の162」を「100分の167」に、「100分の166」を「100分の171」に改める。

附則に次の1項を加える。

27 平成30年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、中野区長、副区長及び教育長にあつては「100分の36.35」とする。

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。